

○宮崎大学地域資源創成学部・地域資源創成学研究科就職委員会規程

平成 30 年 11 月 21 日  
制 定

改正 令和 2 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学地域資源創成学部及び大学院地域資源創成学研究科（以下「本学部・研究科」という。）における学生のキャリア形成及び就職支援等に関する事項を審議するため、本学部・研究科に設置する宮崎大学地域資源創成学部・地域資源創成学研究科就職委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、本学部・研究科に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生のキャリア形成及び就職支援に関する活動の企画・立案
- (2) 学生のキャリア形成及び就職支援に関する情報の収集・広報活動
- (3) その他学生のキャリア形成及び就職支援等に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部教授会から選出された教員 数人
- (2) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 11 月 21 日から施行する。
- 2 宮崎大学地域資源創成学部就職活動支援チーム要項（平成 28 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。